

久留米市危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、道路に接した倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去を行う者に対し、補助金を予算の範囲内において交付することについて、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 市内にあるブロック塀等で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 道路に面する高さが1メートル以上（基礎又は擁壁の高さを含む。ただし、危険ブロック塀等の上部に設けられたフェンスその他これらに類するものがある場合、これらの部分は高さには含まない。）のもの。
 - イ 危険ブロック塀等調査票（別表第1）による調査の結果、総合評点が40点未満のもの及びその他市長が特に安全を確保する上で支障を及ぼす恐れがあると認めるもの。
- (3) 道路 通学路のほか一般交通の用に供する道（敷地内の通路等を除く。）をいう。
- (4) 申請者 危険ブロック塀等の所有者若しくは当該所有者の相続関係者その他これらに類する者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、危険ブロック塀等の撤去を行う申請者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 同一敷地内におけるブロック塀等の撤去に対し、この要綱に基づく補助金又はこの要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けたことがないこと。

- (2) 同一敷地内における建築物の除却に対し、久留米市老朽危険空家等除却促進事業補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、市内事業者（市内に本店、支店等の事業所を有する事業者又は市内の個人事業者）が危険ブロック塀等の全て又は一部を撤去する工事とする。

2 一部撤去については、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 事業完了後に危険ブロック塀等調査票（別表第1）による調査の結果、総合評点が70点以上となるもの。

- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条道路内に存在しないもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事1件につき160,000円を限度とし、補助対象工事に要する費用又は撤去する危険ブロック塀等の見付面積（単位は平方メートルとし、1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）に、12,000円を乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助対象者は、規則第4条の交付申請の前に、市長と事前協議を行うものとする。

(補助金交付申請の添付書類)

第7条 規則第4条第1項の規定による申請書に添付する書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 実施計画書（第1号様式）
- (2) 位置図
- (3) 工事の概要が分かる図面（ブロック塀等の撤去範囲が明示されているもの）
- (4) 現況写真
- (5) 工事見積書の写し（金額の内訳及び補助対象内外が分かるもの）
- (6) 建物の登記事項証明書の写し
- (7) 誓約書（第2号様式）
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

(工事の着手)

第8条 補助対象工事の契約及び着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（事業内容の変更に係る承認申請の添付書類）

第9条 規則第12条第1項第2号の規定による事業内容の変更の承認を受ける場合は、その内容が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第15条の規定による実績報告は、補助対象工事が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 実施報告書（第3号様式）
- (2) 工事の契約を明らかにする書類の写し（請負契約書、注文書、請書等）
- (3) 請求書又は領収書の写し（撤去工事を行った者が発行したもの）
- (4) 工事写真（施工前及び施工後の工事箇所がそれぞれ分かるよう撮影したもの）
- (5) 軽微な変更の内容が分かる書類（承認を要しない軽微な変更がある場合に限る。）

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第11条 申請者は、規則第4条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、規則第15条の規定による実績報告を行うに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

3 申請者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、これを市に返還するものとする。

- (1) 金額の根拠が分かる書類
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。